

令和7年度 兵庫県立錦城高等学校 いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は「労学一如」を校訓とし、勤労と学業の両立を図り、規律マナーを守る生徒、社会貢献に積極的に取り組む生徒の育成を目指している。生徒が安全で安心して生活できる環境を提供し、地域とのかかわりを深めることによって、魅力ある学校を実現するためには、いじめのない学校を実現させなければならない。日常の指導体制を整え、いじめの未然防止と早期発見・早期対応を実施していくために、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」「生命又は身体に重大な危険を生じさせる」ため、いじめを積極的に認知することが必要である。また、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止のため、学校教育活動全体を通じて、豊かな情操や道徳心、自己の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (2) いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめが起きにくい、いじめを許さない」環境づくりに取り組む。
- (3) いじめの防止・早期発見・対処に努め、生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。
- (4) 学校内外（インターネットを通じて行われるものを含む）を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨とし、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ適切に取り組む。

4 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) 校内いじめ対策委員会

校長、教頭、学校生活支援部副部長（生徒指導部長）、学年主任、当該生徒担任、キャンパスカウンセラー、その他必要に応じて、主幹教諭、教育相談係、人権教育推進係、ソーシャルワーカー等の外部専門家を活用する。

(2) 校内いじめ対策委員会の役割

- ア 錦城高校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
- ウ 定期的ないじめに関するアンケート調査、個人面談の実施と結果集約。
- エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

5 いじめ防止等の指導体制

特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

別紙 1 【校内指導体制】

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 【チェックリスト】

6 いじめ防止および早期発見の取組

年間の学校教育活動全体を通じて、多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定め、指導内容のプログラム化を図る。また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処ができるよう、教職員の資質向上を図る校内研修の取組も含めた、年間指導計画を別に定める。

別紙 3 【年間指導計画】

7 いじめ事案への対処

いじめ事案に関する情報を把握した場合には、校内いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対処する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

別紙 4 【組織的対応】

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神疾患を発症した場合など。

イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に着手することが必要である

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときを指す。その際は、重大事態が発生したものとして、学校が報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態への対処

学校が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校内いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。なお、必要に応じて県教育委員会に対して重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼する。

9 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校評議員会や育友会総会、入学説明会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。



策定・見直し

校内いじめ対策委員会

【構成員】校長、教頭、学校生活支援副部長（生徒指導部長）、学年主任、当該学級担任、教育相談係、キャンパスカウンセラー（その他必要に応じて、主幹教諭、人権教育推進係、ソーシャルワーカー等の外部専門家を活用）

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内職員研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いのある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消に向けた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 教科の指導と生徒指導の一体化
 - ・自己存在感の感受を促進する授業づくりの実践
 - ・共感的な人間関係を育成する授業の実践
 - ・自己決定の場を提供する授業づくりの実践
 - ・安全・安心な居場所づくりを配慮した授業の実践
- 特別活動の充実
 - ・コミュニケーション活動の重視
 - ・体験活動の推進
- 生徒会活動の充実
 - ・生徒会執行部による啓発活動
- 人権教育の充実
 - ・人権 LHR を通じた人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の推進
 - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- 校則の運用・見直し
 - ・定期的な見直しの実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・いじめアンケートの実施
 - ・保護者・地域からの情報
 - ・定期的な面談
 - ・迅速な初期対応
- 相談体制の確立
 - ・いじめ相談窓口の周知
 - ・教育相談の定期実施
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 情報の共有
 - ・「報告・連絡・相談」の徹底
 - ・情報交換会の定期実施
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・次年度への申し送りの徹底

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・育友会活動の充実
- ・学年だよりの発行
- ・地域行事へ積極的参加
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への案内
- ・オープンスクールの実施

県教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

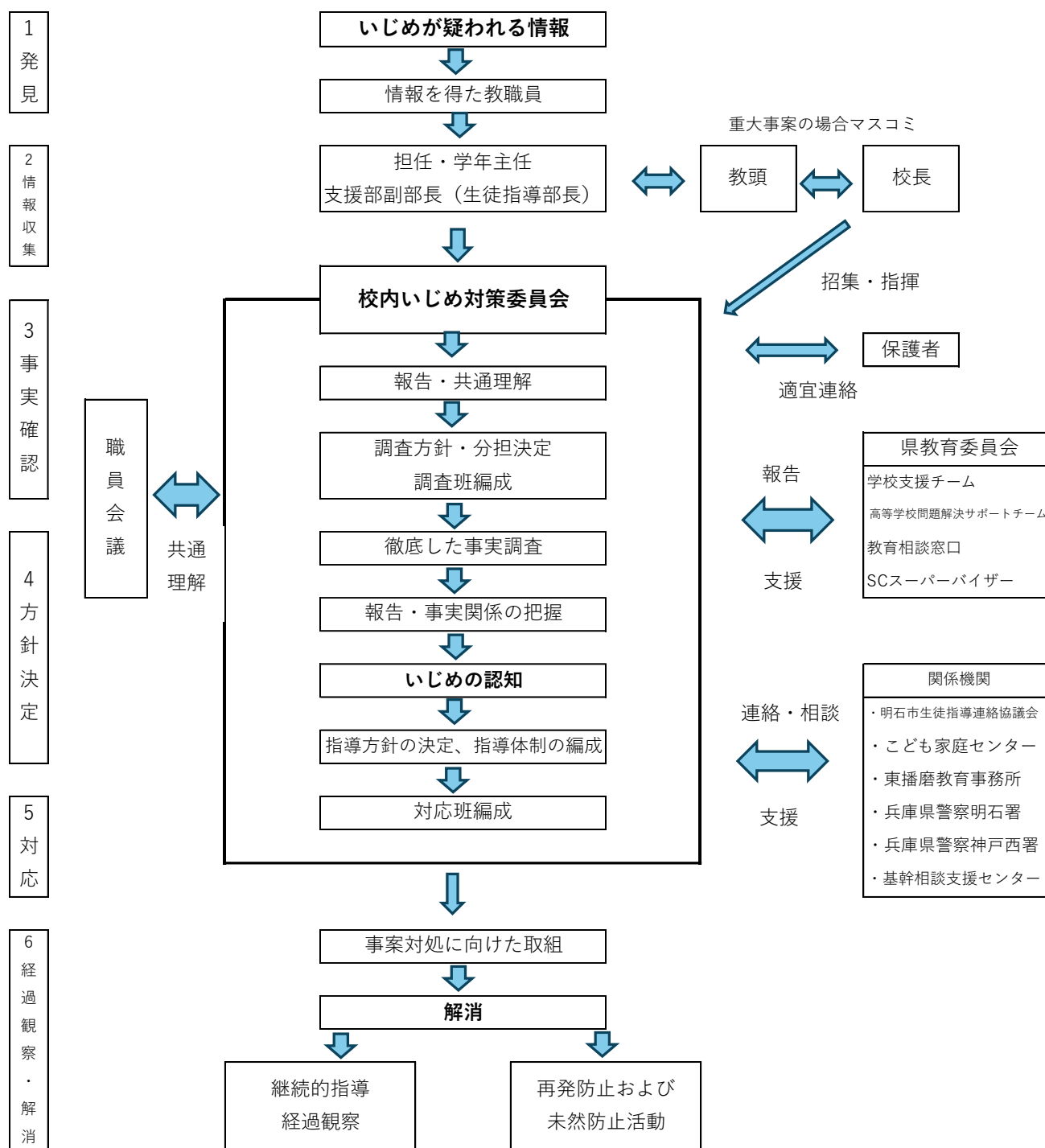
関係機関との連携

- ・明石市生徒指導連絡協議会
- ・こども家庭センター
- ・東播磨教育事務所
- ・兵庫県警察明石署
- ・兵庫県警察神戸西署
- ・基幹相談支援センター

【年間指導計画】

別紙 3

月	委員会・会議・研修	未然防止の取組	早期発見の取組
4 月	全職員オリエンテーション いじめ防止基本方針の確認・周知 年間計画作成 生徒情報共有会議	中学校との情報交換 校内巡視・登下校状況観察 ソーシャルスキルトレーニング [※] コミュニケーション講座	いじめ相談機関の周知 個人面談週間 教育相談 生徒指導オリエンテーション
5 月	生徒情報共有会議 カウンセリングマインド [※] 職員研修	生徒情報交換会 人権 L H R CoCoLo-34 アンケート 校内巡視・登下校状況観察	教育相談
6 月	生徒情報共有会議 人権教育職員研修	自己理解の心理学講座 ストレスマネジメント講座 生徒情報交換会 ソーシャルスキルトレーニング [※] 校内巡視・登下校状況観察	いじめ実態調査 教育相談
7 月	いじめ事例研究 いじめ防止基本方針の改善検討	情報モラル講話 生徒情報交換会 保健講話 校内巡視・登下校状況観察	教育相談 三者面談 学校生活支援部副部長講話
8 月	校内研修会 ・危機管理・生命の安全教育 ・性的マイノリティに関する理解とその対応について	地域と連携した校外巡回	三者面談 個別面談
9 月	生徒情報共有会議 特別支援教育職員研修	人権 L H R ストレスマネジメント講座 生徒情報交換会 ソーシャルスキルトレーニング [※] 校内巡視・登下校状況観察	教育相談 個人面談週間 学校生活支援部副部長講話
10 月	生徒情報共有会議	生徒情報交換会 校内巡視・登下校状況観察	教育相談
11 月	生徒情報共有会議 自殺予防研修	生徒情報交換会 ソーシャルスキルトレーニング [※] 校内巡視・登下校状況観察 保健講話「いのち」の授業	いじめ実態調査 教育相談
12 月	生徒情報共有会議 いじめ防止基本方針の改善検討	薬物乱用防止教室 生徒情報交換会 校内巡視・登下校状況観察	教育相談 学校生活支援部副部長講話
1 月	生徒情報共有会議 心のサポート研修会	生徒情報交換会 ソーシャルスキルトレーニング [※] 校内巡視・登下校状況観察 CoCoLo-34 アンケート	学校生活支援部副部長講話 いじめ実態調査 教育相談 個人面談週間
2 月	生徒情報共有会議 いじめ防止取組評価	人権 L H R 生徒情報交換会 校内巡視・登下校状況観察	教育相談
3 月	生徒情報共有会議 いじめ防止基本方針の改善検討	地域貢献清掃活動 校内巡視・登下校状況観察	教育相談 中学校訪問



- ・被害生徒ならびにいじめ情報の提供生徒等に十分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害生徒、加害生徒双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係職員からも聞き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年、または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害者側、加害者側の生徒の保護者と早期に面談する機会を持ち、現在までの経緯・今後の指導方針を可能な限り説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、周辺関係生徒への指導も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察等の関係機関に相談または通報する。